

議会運営委員会報告書

令和7年9月3日

備前市議会議長 西 上 徳 一 様

委員長 守 井 秀 龍

令和7年9月3日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 請願第17号に係る本会議での審議及び委員会審査について
- 2 議場における水分補給について
- 3 報告事項
 - ① 水差しの使用について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和7年9月3日（水）		本会議散会後	
開議・閉議	午前10時45分	開会　　～	午前11時09分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第5回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	守井秀龍	副委員長	内田敏憲
	委員	中西裕康		土器　豊
		石原和人		森本洋子
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	西上徳一	副議長	山本　成
傍 聴 者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説 明 員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長	國光裕一郎
	議事係長	青木弘行	議事係主任	田中康平
審 査 記 録	次のとおり			

午前１０時４５分 開会

○守井委員長 本会議終了後のお疲れのところ、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

出席者は全員であります。

まず第１、先日の議会運営委員会でお話ございました請願第１７号に係る本会議での審議及び委員会審査について調査していただいた結果について報告をよろしく願いいたします。

○青木議事係長 それでは、請願第１７号に係ります本会議での審議及び委員会審査について御説明させていただきます。

８月２８日に開催されました当委員会におきまして、請願原本に記載のある現職議員と思われる原告の２名につきましては、地方自治法第１１７条の規定により除斥の対象となる可能性があることを御説明させていただいております。御本人であるかどうかの確認を事務局同席の上、議長からしていただいたところ、お二人とも御本人であるということでございました。このことから、本請願の審議・審査における当該議員の除斥について全国市議会議長会に御見解をお伺いしたところ、原告側から認諾申出書が作成され、提出されているので、原告側を調査してほしいという内容の請願であれば除斥になるであろうとのことでございました。

除斥とは、議会における審議の公正を期すために、審議事件と一定の利害関係を有する議員を審議に参加することができないとする制度であることを鑑みますと、両議員におかれましては本会議においては１６日質疑日の請願の上程、紹介の際、委員会で結審している場合には３０日最終日の総務産業委員長の報告の際、そして討論・採決の本請願が議題となったときは先例によりまして自発的に御退席いただくのがよろしいかと思われま。

また、総務産業委員会におきましても、本請願が議題となったときは除斥となりますので、本会議同様、自発的に御退席いただくようお願いしたいと考えております。

本請願の本会議における審議、委員会での審査につきましては、以上のような運営をされてはどうかと考えておりますので、御協議のほどよろしくお願いいたします。

○守井委員長 地方自治法第１１７条と、備前市議会先例・事例に該当するというので、そういう具合に対処したいということですが、皆さんから何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そのように進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

○石村議会事務局長 本日、市長からお申出がありまして、水差しを御用意させていただきました。通常は、施政方針演説のときにしかしたことはないですけど、御本人からのお申出でしたので、御挨拶が少し長めであるということも考慮いたしまして、議長のほうで許可をいただいて

利用をしていただいております。後刻になりましたが、御報告を申し上げます。

○守井委員長 ほかに事務局のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

皆さん方が何かその他ありましたらどうぞ。

○中西委員 今日の市長の読まれた挨拶文、あれはペーパーになって出てくるのでしょうか。

○青木議事係長 担当の秘書広報課から原稿をいただきまして、議員にもS i d e B o o k s並びにペーパーでお渡しするようにいたします。

○中西委員 一般質問の通告との関係で、できれば今日中あるいはあしたの朝早くには欲しい。

○青木議事係長 この議運が終わりましたら早速執行部に確認いたしまして、本日中にはS i d e B o o k sには上げられると思います。ペーパーでももし時間がありましたらお渡しできますけれども、取りあえずはS i d e B o o k sには間違いなく掲載したいと思います。

○土器委員 水分補給の関係、この本会議までに結論を出すように決めとったと思うけど。

○守井委員長 まだ調査中ということで、水分補給については事前に申出があった場合は認めるという話しじゃったと。ペットボトルは何かかんかという話をしていたと思うけど、その辺のまとめはできていますか。

○國光議会事務局次長 委員会は認めているということで、本会議についてはまだ調査中なので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○中西委員 一般質問の前までに決めることができれば私としてうれしいですけども。

○國光議会事務局次長 そのようにしたいと思います。

○守井委員長 だけど、議運で相談しないといかんのじゃない、結局は。そういうことなら一般質問の初日の9時に集まってもらう、それまでに決めるんだったら。

今の段階では水差しじゃったらいいけど、ペットボトルじゃったらかどうかという話ししとんじやないん。

○石村議会事務局長 もし今日決めていただけるんでしたら決めていただいたらいいと思うんですけど、事務局としては水差しは一般質問でその人ごとに替えていくのは大変なので、持込みが可になるとしても御自身でペットボトル等をお持ち込みいただくことしかできないかなというふうには考えております。

○守井委員長 ペットボトルで飲むんじやたら、形の悪いことになる……。

○内田副委員長 それ、紙コップで……。

○守井委員長 紙コップですとか、何かそんなにことにしないと。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 再開

○守井委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、お話しございましたように委員会での水分補給は可能ということでございますが、議場での水分補給については先ほども話がありましたように一般質問あるいは再質問の席において一応認める方向で検討するということで、最終的には議長、副議長、委員長、副委員長と相談させていただいて、また皆さんへ連絡するというので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

午前１１時０９分 閉会